	第66条の11の２第２項（特定非営利活動促進法第２条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この表において「特例認定特定非営利活動法人」という。））	00424	法規別表十四（二）「42」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に特例認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額

様式第一の記載要領第四号の表特定の医療法人の法人税率の特例の項中「別表一（三）「29」」を「別表一（三）「30」」に改め、同表転廃業助成金等に係る課税の特例の項中

00274	法規別表十三（十一）の金額（当該金額がの欄の金額を超える同欄の金額）
00275	法規別表十三（十一）の金額（当該金額がの欄の金額を超える同欄の金額）
00276	法規別表十三（十一）の金額（当該金額がの欄の金額を超える同欄の金額）
00559	法規別表十三（十一）の金額（当該金額がの欄の金額を超える同欄の金額）

を

「８」の欄同表「７」場合には、	00274	法規別表十三（十）「８」の欄の金額（当該金額が同表「７」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
「13」の欄同表「15」場合には、	00275	法規別表十三（十）「13」の欄の金額（当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
「17」の欄同表「18」場合には、	00276	法規別表十三（十）「17」の欄の金額（当該金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
「13」の欄同表「15」場合には、	00559	法規別表十三（十）「13」の欄の金額（当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

に改め、同第五号中「第９条第２項」を「第10条第２項」に改める。

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	第66条の11の２第１項	00393	法規別表十四（二）「26」の欄の金額
	第66条の11の２第２項又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号。以下この表において「特定非営利活動促進法一部改正法」という。）附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の２第２項（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人（以下この表において「認定特定非営利活動法人」という。）又は特定非営利活動促進法一部改正法附則第10条第４項に規定する旧認定特定非営利活動法人（以下この表において「旧認定特定非営利活動法人」という。））	00394	法規別表十四（二）「42」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に認定特定非営利活動法人又は旧認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額

第１項若しくは第65条の９（第65条の表の第５号）	00363	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号）	00365
		平成29年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は平成29年旧措置法第65条の９（平成29年旧措置法第65条の７第１項の表の第２号）	00366

に、を

しくは第（第65条１号）	00365	第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第５号）	00369
		平成29年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は平成29年旧措置法第65条の９（平成29年旧措置法第65条の７第１項の表の第７号）	00254

に、を

00369

に、「第65条の９、」を「第65条の９又は」に改め、「又は平成26年旧措置法第65条の８第７項において準用する平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは平成26年旧措置法第65条の８第８項において準用する平成26年旧措置法第65条の７第９項若しくは平成26年旧措置法第65条の９」を削り、同表大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例の項を削り、同表特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例の項中「別表十三（八）「13」」を「別表十三（七）「13」」に改め、同表平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の項中「別表十三（九）「17」」を「別表十三（八）「17」」に改め、同表技術研究組合の所得の計算の特例の項中「別表十三（十）「５」」を「別表十三（九）「５」」に改め、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項を次のように改める。